

# 角田中央公園等の愛称及びロゴマークの取扱要領

角田市

平成30年4月1日

## 第1 趣旨

角田市では、角田中央公園等のスポーツ施設一帯からの情報発信と利用促進を図るため、愛称及びロゴマークを決定したことに伴い、これを有効かつ適正に活用するため、その取扱いに関し必要な事項を定める。

## 第2 施設範囲

愛称を設定する施設の範囲は、角田中央公園、角田市総合体育館及び角田市スポーツ交流館とする。

## 第3 愛称及び愛称の略称

### (1) 内容及び作成意図

区分	愛称	愛称の略称
内容	かくだスポーツビレッジ	Kスポ
作成意図	<p>○スポーツ施設一帯を「あたたかさ」・「賑わい」・「人々のつながり」・「オリンピック選手村」のイメージを持つ「村（ビレッジ）」に見たて、「かくだスポーツビレッジ」と命名</p> <p>○これにより、地元のスポーツ振興、市民とアスリートとのふれあい交流を促進し、多くの利用者で賑わうことを期待</p>	<p>○「かくだ→K」、「スポーツ→スポ」と略して命名</p> <p>○これにより、さらなる親しみを生み出し、とくに地元の子どもたちにも「スポーツで気軽に遊べる場所（スポット）」であるイメージを分かりやすく付与</p>

### (2) 活用の方針

角田市は、各種行事、広報活動はもとより日常的な対応に際しても積極的に愛称を活用するものとする。また、施設利用団体、報道機関等の関係団体にも積極的な利用を広く呼びかけるものとする。

### (3) 個別施設への反映

個別施設の名称への愛称の反映（例えば、角田市野球場を『Kスポ野球場』のように愛称化するかどうか）は、愛称及び略称の浸透度を見ながら、今後検討することとする。

なお、愛称が十分に浸透するまでの間、愛称の周知を図ることを目的に個別施設の表記について次を参考として行うよう広く呼びかけるものとする。

都市公園名	個別施設の名称	愛称周知を目的とした個別施設の表記（参考）
角田中央公園		かくだスポーツビレッジ（角田中央公園）
	角田市野球場	かくだスポーツビレッジ内 角田市野球場
	角田市陸上競技場	かくだスポーツビレッジ内 角田市陸上競技場
	角田市屋内温水プール	かくだスポーツビレッジ内 角田市屋内温水プール
	中央公園テニスコート	かくだスポーツビレッジ内 中央公園テニスコート
	交通公園	かくだスポーツビレッジ内 交通公園
	多目的運動場	かくだスポーツビレッジ内 多目的運動場
	多目的芝生広場	かくだスポーツビレッジ内 多目的芝生広場
(公園管理者以外が設置)	角田市総合体育館	かくだスポーツビレッジ内 角田市総合体育館
(都市公園施設でない)	角田市スポーツ交流館	かくだスポーツビレッジ内 角田市スポーツ交流館

#### 第4 愛称のロゴマーク

##### (1) 内容及び作成意図

区分	愛称のロゴマーク	
内容	<p>ロゴマークは「メインロゴ」と「サブロゴ」の2種類とする。          なお、子ども向け事業で使用する場合、「サブロゴ」の使用を推奨し、デザイン性を重視した場面・媒体で使用する場合は、「英文字版」の使用を推奨する。          また、ロゴ縦組み、モノクロパターン等については別に定める。</p>	
	<p>○メインロゴ</p>  <p>&lt;英文字版&gt;</p> 	<p>○サブロゴ</p>  <p>&lt;英文字版&gt;</p> 
作成意図	<p>○Kスポの「K」の文字を愛称である「ビレッジ（村）」や角田中央公園内の自然を表現した「木の葉」と施設脇を流れる雄大な阿武隈川を表現した「青色のライン」でデザイン。また、ロゴ全体を傾けることで、スポーツを楽しむアスリートの躍動感を表現</p>	<p>○子どもたちが元気に、のびのびとスポーツするイメージを、躍動感ある手描きの文字でデザインし、親しみやすさを表現。「K」の赤色はスポーツを楽しむ子どもたち、緑色は愛称の「ビレッジ（村）」や角田中央公園内の自然、青色は施設脇を流れる雄大な阿武隈川を表現。</p>

## (2) 使用の範囲

角田中央公園等のスポーツ施設一帯からの情報発信と利用促進を目的とする場合、ロゴマークは自由に使用できるものとする。ただし、次に掲げる使用をすることはできない。

- ① 市の信用又は品位を害すると認められる方法で使用する
- ② 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがある方法で使用する
- ③ 政治、思想、宗教等の活動に使用する
- ④ その他、市長が適当でないと判断する方法で使用する

## (3) 使用の届け出

ロゴマークを使用する者は、使用届（様式第1号）によりあらかじめ市長に届けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、使用届を省略することができる。

- ① 角田市（指定管理者を含む）が使用する
- ② 国又は他の地方自治体を使用する
- ③ 報道機関が報道のために使用する
- ④ 角田中央公園等の利用者・利用団体が、施設利用の関連で使用する
- ⑤ その他、市長が適当と認めるとき

## (4) 使用料

使用料は無料とする。

## (5) 使用の差し止め

次のいずれかに該当する場合、市長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- ① 使用者が、この要領に定める事項に違反した場合
- ② 使用届の記載事項に虚偽があることが判明した場合
- ③ その他、市長が適当でないと認めた場合

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は平成30年4月1日から適用する。

様式第1号

年 月 日

角田市長 殿  
(担当 生涯学習課)

ロゴマーク使用者・団体

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

ロ ゴ マ ー ク 使 用 届

下記により使用したいのでお届けいたします。

記

使 用 内 容	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
作 成 数 量	
そ の 他	

※ 使用内容がわかる資料を添付してください。

(事業で使用する場合は事業内容がわかるもの、文書以外の制作物に使用する場合は、その制作物の内容がわかるものなど)